○岡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

市教育委員会規則第20号 改正 平成19年3月23日市教育委員会規則第9号

平成17年3月24日

平成19年3月30日市教育委員会規則第11号 平成20年3月31日市教育委員会規則第4号 平成21年4月1日市教育委員会規則第21号 平成23年3月22日市教育委員会規則第6号 平成23年6月1日市教育委員会規則第14号

平成23年10月21日市教育委員会規則第17号平成25年3月22日市教育委員会規則第6号

平成26年3月31日市教育委員会規則第4号

平成27年3月24日市教育委員会規則第8号

平成27年6月23日市教育委員会規則第21号

平成28年3月31日市教育委員会規則第6号

平成30年3月31日市教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、岡山市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の補助執行について定めるものとする。

(対象事務)

- 第2条 委員会は、学校体育施設の開放に関する事務を岡山市の組織及びその任務に関する条例(平成13年市条例第3号。以下「任務条例」という。)に規定する市民生活局に属する職員に補助執行させるものとする。
- 2 委員会は、次に掲げる事務を任務条例に規定する岡山っ子育成局に属する職員に補助 執行させるものとする。
 - (1) 幼稚園の管理及び運営に関すること(園長及び教職員の人事,給与及び福利厚生に関することを除く。)。

- (2) 青少年教育に関すること。
- (3) 青少年団体に関すること。
- (4) 少年自然の家及び日応寺自然の森に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる事務を岡山市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管 区域並びに任務を定める条例(平成20年市条例第71号)に規定する区の事務所及び 岡山市区役所支所及び地域センター設置条例(平成20年市条例第67号)に規定する 区の事務所の出張所に属する職員に補助執行させるものとする。
 - (1) 学齢児童生徒の就学受付に関すること。
 - (2) 学童校外事故共済見舞金請求書の取次ぎに関すること。
- 4 委員会は、次に掲げる事務を任務条例に規定する市民協働局に属する職員に補助執行 させるものとする。
 - (1) 岡山市立公民館条例(昭和27年市条例第58号)第4条各号に掲げる事業(事業方針,計画策定等の教育行政の根幹にかかわる基本的事項及び重要な案件を除く)の事務補助に関すること。

(事務の決裁)

第3条 前条の規定により補助執行させる事務の決裁については、別表のとおりとし、同表に定めのない事項については、岡山市教育委員会事務処理権限規則(平成23年市教育委員会規則第11号)に定めるところによるほか、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程(平成7年市教育委員会訓令甲第1号)の規定を準用する。この場合において、同訓令第4条、第9条及び別表第2の規定中「教育次長」とあるのは「岡山市事務決裁規程(平成4年市訓令甲第4号)第3条第1項第8号に規定する局長」と読み替えるものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年市教育委員会規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年市教育委員会規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市教育委員会規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年市教育委員会規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市教育委員会規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市教育委員会規則第14号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成23年市教育委員会規則第17号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成25年市教育委員会規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市教育委員会規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市教育委員会規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市教育委員会規則第21号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成28年市教育委員会規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市教育委員会規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事項	決裁区分			
	課長	部長	局長	教育長

1 第2条第1項に掲げる事務(歳出予算の	(1) 重要なも		0	
執行に関することを除く。)に関する事項	0)			
(岡山市教育委員会事務処理権限規則に定	(2) その他の	0		
める教育委員会議決事項を除く。)	もの			
2 第2条第2項第1号に掲げる事務 (歳出	(1) 幼稚園の			\bigcirc
予算の執行に関することを除く。)に関す	建築計画			
る事項(岡山市教育委員会事務処理権限規	(2) 幼稚園の	0		
則に定める教育委員会議決事項を除く。)	施設台帳の作			
	成			
	(3) 幼稚園用			0
	地の設定			
	(4) 幼児の入	0		
	学及び就学の			
	決定			
	(5) 幼児の死	0		
	亡,防火管理			
	等に関する報			
	告の処理			
	(6) 幼稚園の			0
	教育課程編成			
	表の承認			
	(7) 障害のあ	0		
	る幼児の就学			
	指導		 	
	(8) 幼稚園の	0		
	教育課程に関			
	する指導,学			

習指導及び生			
徒指導			
(9) 幼稚園の	\circ		
経営指導及び			
助言			
(10) 幼稚園	\circ		
の教育指導資			
料の作成			
(11) 人権教			0
育に関する事			
業の計画及び			
実施の決定			
(重要なも			
の)			
(12) 人権教	\circ		
育に関する事			
業の計画及び			
実施の決定			
(重要なもの			
を除く。)			
(13) 幼稚園			0
の保健及び体			
育に係る管理			
及び運営事項			
の決定(重要			
なもの)			
(14) 幼稚園	0		

の保健及び体			
育に係る管理			
及び運営事項			
の決定(重要			
なものを除			
⟨。)			
(15) 幼稚園			0
の保健及び体			
育に関する調			
査及び報告			
(重要なも			
の)			
(16) 幼稚園	0		
の保健及び体			
育に関する調			
査及び報告			
(重要なもの			
を除く。)			

備考 この表において「局長」とは、岡山市事務決裁規程(平成4年市訓令甲第4号) 第3条第8号に規定する局長をいい、「部長」とは、同項第9号に規定する部長をい い、「課長」とは、同項第10号に規定する課長をいう。